

屋外での催し（露店等）を開設する場合の届け出について

1 海津市火災予防条例の一部改正の背景と趣旨

平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災（死者3名、負傷者56名）の教訓を踏まえ、同じような事故を防止するため、対象火気器具等の取扱いに関する規定を整備するほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、海津市火災予防条例の一部を改正いたしました。

2 改正の概要

(1) 消火器の準備

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することとなります。

(2) 露店等の開設届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は消防署へ届け出をすることが必要となります。

※対象火気器具等に該当する器具

具体的には、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機等が該当します。

[対象火気器具等（例）]



《コンロ》



《グリドル》



《ストーブ》



《発電機》